

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
001	令和6年4月1日	「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務	17,300,000		17,300,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
002	令和6年4月1日	「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務	6,750,000		6,750,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
003	令和6年7月1日	「Discover Traditional Culture of KYOTO～京の伝統文化ブランディング～」事業実施に係る委託業務	9,500,000		9,500,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	公益社団法人京都市観光協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
004	令和6年4月16日	京都市西文化会館ウエスティ中央監視盤整備委託	17,600,000		17,600,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	日本電技株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
005	令和6年4月1日	京都市文化芸術総合相談窓口事業等業務委託	25,399,999		25,399,999	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
006	令和6年4月16日	令和6年度「カルチャーブレナーの創造活動促進事業（カルチャーブレナーアワード）」の企画・運営業務	12,430,000		12,430,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	リンクタイズ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
007	令和6年4月1日	アート×ビジネス推進事業の実施に係る委託業務	9,999,999		9,999,999	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課	公益財団法人京都市芸術文化協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
008	令和6年4月1日	令和6年度桂川横大路地区長岡京跡発掘調査支援業務	99,712,334		99,712,334	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	株式会社文化財サービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品		
009	令和6年4月1日	令和6年度出土遺物の保管管理業務等の委託	70,000,000		70,000,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
010	令和6年4月1日	令和6年度重要遺跡出土文化財整理業務委託	11,324,000		11,324,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
011	令和6年4月1日	令和6年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託	8,381,000		8,381,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
012	令和6年4月1日	令和6年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託	40,975,500		40,975,500	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
013	令和6年4月10日	祇園祭山鉦部材等収蔵環境整備及び管理業務	7,500,000		7,500,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品		
014	令和6年6月17日	史跡櫻原庵寺跡の一部修景整備業務委託	17,000,000		17,000,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	物品		
015	令和6年7月5日	京都中京労働庁舎（仮称）新築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務	20,427,126		20,427,126	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	株式会社文化財サービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	物品		
016	令和6年9月9日	名勝無鄰庵庭園防災施設整備工事設計業務委託 ただし、母屋ほか3棟耐震改修その他工事基本設計業務委託	18,304,000		18,304,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	株式会社日建設計	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	工事		
017	令和6年9月13日	京都ならではの歴史博物館の機能の検討に係る基礎調査業務委託	5,300,000		5,300,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化財保護課	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
018	令和6年4月1日	京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務	29,920,000		29,920,000	文化市民局 美術館総務課	日本管財株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
019	令和6年4月1日	京都市京セラ美術館（京都市美術館）日本庭園他維持管理業務	6,794,700		6,794,700	文化市民局 美術館総務課	株式会社川勝造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
020	令和6年4月1日	京都市京セラ美術館事業企画推進業務	143,750,000		143,750,000	文化市民局 美術館総務課	株式会社長谷ビル	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有	
021	令和6年4月1日	京都市京セラ美術館（京都市美術館）等警備業務	362,126,160		362,126,160	文化市民局 美術館総務課	セコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
022	令和6年4月1日	電力の供給（美術館本館新館・別館）	予定総額 78,118,000		78,118,000	文化市民局 美術館総務課	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
023	令和4年4月1日	京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務	534,910,833		524,897,619	文化市民局 美術館総務課	サントリーパブリシティサービス株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
024	令和6年4月1日	令和6年度京都市動物園植栽管理業務委託	7,920,000		7,920,000	文化市民局 動物園総務課	井上修造園	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事	有		
025	令和5年4月1日	二条城警備業務委託	394,996,800		463,838,100	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	セコム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
026	令和6年4月1日	二条城清掃業務	146,487,000		146,487,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	イオンディライト株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
027	令和6年4月1日	元離宮二条城出改札案内等業務委託	625,664,690		625,664,690	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
028	令和6年4月1日	元離宮二条城出改札案内等業務委託	15,300,000		15,300,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
029	令和6年4月1日	令和6年度 重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁面のうち、31面（但し1面は昨年度からの継続）の保存修理業務	99,297,000		99,297,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	一般社団法人国宝修理装こう師連盟	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
030	令和6年4月1日	令和6年度 二条城二之丸御殿障壁面模写制作	18,977,200		18,977,200	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	有限会社川面美術研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
031	令和6年8月26日	国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託	79,900,000		79,900,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	株式会社竹中工務店	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
032	令和6年9月5日	京都市元離宮二条城整備工事 ただし、旧収蔵庫（復元土蔵）ハログン化物消火設備改修工事	15,950,000		15,950,000	文化市民局 文化芸術都市推進室 元離宮二条城事務所	ニッタン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	工事			
033	令和6年4月1日	令和6年度「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務	6,300,000		6,300,000	文化市民局 くらし安全推進部 くらし安全推進課	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
034	令和6年4月1日	京都市市民法律相談事業に係る業務委託	23,881,710		23,881,710	文化市民局 くらし安全推進部消費生活総合センター	京都弁護士会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
035	令和6年4月1日	証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付等予約受付に係る運営業務	35,250,600		35,250,600	文化市民局地域自治推進室	パーソルワークスデザイン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
036	令和6年4月1日	京都市マイナンバーカード交付関連業務	204,991,600		204,991,600	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
037	令和6年4月1日	マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運営業務委託	53,979,200		53,979,200	文化市民局地域自治推進室	キャリアリンク株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
038	令和6年6月13日	京都市マイナンバーカードセンター及び戸籍事務センターの設置に係るネットワーク配線作業	5,697,494		5,697,494	文化市民局地域自治推進室	「京都市マイナンバーカードセンター及び戸籍事務センターの設置に係るネットワーク配線作業」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
039	令和6年9月1日	京都市マイナンバーカードセンター移転に伴う端末機器等の移設等作業委託	33,608,300		33,608,300	文化市民局地域自治推進室	「京都市マイナンバーカードセンター移転に伴う端末機器等の移設等作業委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
040	令和6年9月20日	京都市マイナンバーカードセンター移転に係る移転計画策定業務及び環境整備業務等委託	34,998,920		34,998,920	文化市民局地域自治推進室	株式会社ウエダ本社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
041	令和6年5月31日	京都市戸籍事務センター運営業務委託	102,256,000		102,256,000	文化市民局地域自治推進室	パーソルテンプスタッフ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
042	令和6年7月11日	京都市区役所・支所における行政キオスク端末案内等業務委託	49,581,081		49,581,081	文化市民局地域自治推進室	株式会社エイジェック	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
043	令和6年7月12日	京都市区役所庁舎案内表示システム構築業務	11,286,000		11,286,000	文化市民局地域自治推進室	西日本電信電話株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
044	令和6年8月5日	行政キオスク端末に係るキャッシュレス決済機器設置業務	7,700,000		7,700,000	文化市民局地域自治推進室	シャープマーケティングジャパン株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
		当初	変更経過	最終（現時点）							
045	令和6年4月1日	証明書コンビニ交付システム保守業務	7,762,590		7,762,590	文化市民局地域自治推進室	証明書コンビニ交付システムに係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
046	令和6年7月22日	証明書コンビニ交付システム用機器の賃貸借	95,106,000		95,106,000	文化市民局地域自治推進室	証明書コンビニ交付システム用機器の賃貸借に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
047	令和6年4月1日	戸籍システム パッケージ保守	26,203,980		26,203,980	文化市民局地域自治推進室	日本電気株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
048	令和6年4月1日	戸籍システム サポートセンター業務委託	6,435,000		6,435,000	文化市民局地域自治推進室	戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
049	令和6年4月1日	戸籍システム 運用保守業務委託	13,376,000		13,376,000	文化市民局地域自治推進室	戸籍システム運用保守業務委託に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
050	令和6年9月25日	R6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）	33,283,250		33,283,250	文化市民局地域自治推進室	「令和6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）業務委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
051	令和6年9月25日	戸籍電算システムの標準準拠システムへの移行業務	144,181,290		144,181,290	文化市民局地域自治推進室	「戸籍電算システムの標準準拠システムへの移行業務」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
052	令和6年4月1日	市民窓口システム用機器に係るSEサポート	7,425,000		7,425,000	文化市民局地域自治推進室	市民窓口システム用機器に係るSEサポートに係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
053	令和6年4月1日	土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守	8,292,834		8,292,834	文化市民局地域自治推進室	市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
054	令和6年5月15日	令和6年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出並びにリハーサル及び移行作業委託	6,881,875		6,881,875	文化市民局地域自治推進室	「令和6年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ並びにリハーサル及び移行作業委託」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
055	令和6年9月10日	住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する一般職員向け操作研修委託	23,991,605		23,991,605	文化市民局地域自治推進室	「住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する職員向け操作研修」に係るコンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
056	令和6年6月27日	住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する端末展開作業委託	54,285,000		54,285,000	文化市民局地域自治推進室	「住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する端末展開作業」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
057	令和6年9月25日	戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業委託並びに関連ソフトウェア賃貸借	56,063,700		56,063,700	文化市民局地域自治推進室	「戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業委託並びに関連ソフトウェア賃貸借」に係るコンソーシアム	政令第11条第1項第1号	物品		
058	令和6年4月1日	令和6年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託	予定総額 12,746,899		12,746,899	文化市民局地域自治推進室	株式会社デリバリーサービス	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
059	令和6年4月1日	区役所・支所代表電話交換業務委託	29,858,400		29,858,400	文化市民局地域自治推進室区政推進担当	株式会社ワン・ワールド	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有	
060	令和6年4月1日	電力調達（北区役所・本庁舎）	予定総額 5,403,768		5,403,768	北区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
061	令和6年4月1日	電力調達（上京区役所）	予定総額 13,069,951		13,069,951	上京区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
062	令和6年4月1日	電力調達（左京区役所）	予定総額 17,435,744		17,435,744	左京区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
063	令和6年4月1日	電力調達（中京区役所）	予定総額 13,111,875		13,111,875	中京区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		
064	令和6年4月1日	電力調達（東山区役所・北館）	予定総額 21,599,921		21,599,921	東山区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数	
		当初	変更経過	最終（現時点）								
065	令和6年4月1日	電力調達（東山区役所・南館）	予定総額 8,148,529		8,148,529	東山区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
066	令和6年4月1日	電力調達（山科区役所）	予定総額 7,888,456		7,888,456	山科区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
067	令和6年4月1日	電力調達（下京区役所）	予定総額 12,487,993		12,487,993	下京区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
068	令和6年4月1日	電力調達（南区役所）	予定総額 6,491,947		6,491,947	南区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
069	令和6年4月1日	電力調達（右京区役所京北出張所）	予定総額 6,126,609		6,126,609	右京区役所京北出張所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
070	令和6年4月1日	電力調達（西京区役所・東庁舎）	予定総額 6,654,046		6,654,046	西京区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
071	令和6年4月1日	電力調達（西京区役所洛西支所）	予定総額 10,414,970		10,414,970	西京区役所洛西支所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
072	令和6年4月1日	電力調達（伏見区役所）	予定総額 10,813,479		10,813,479	伏見区役所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
073	令和6年4月1日	電力調達（伏見区役所深草支所）	予定総額 11,166,662		11,166,662	伏見区役所深草支所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
074	令和6年4月1日	電力調達（伏見区役所醍醐支所）	予定総額 7,017,487		7,017,487	伏見区役所醍醐支所地域力推進室	関西電力株式会社	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	物品			
075	令和6年4月1日	令和6年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について	6,299,700		6,299,700	文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当	特定非営利活動法人くらしネット21	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
076	令和6年4月1日	京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託	6,908,000		6,908,000	文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当	柳原銀行記念資料館運営委員会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
077	令和6年4月1日	京都市DV相談支援センター業務及び困難な問題を抱える女性への支援窓口（仮称）業務委託	52,349,000		52,349,000	文化市民局共生社会推進室	社会福祉法人宏量福祉会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
078	令和6年4月1日	不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託	5,150,000		5,150,000	文化市民局共生社会推進室	公益財団法人京都市男女共同参画推進協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
079	令和6年4月1日	「京都市・市町村共同公共施設案内予約システム」運用業務委託	22,259,600		22,259,600	文化市民局市民スポーツ振興室	公益財団法人京都市スポーツ協会	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
080	令和6年4月1日	わかさスタジアム スタンド上部広告板点検整備業務	8,385,652		8,385,652	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社コダマ製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
081	令和6年4月25日	京都市市民スポーツ会館 泡消火設備点検整備業務	11,880,000		11,880,000	文化市民局市民スポーツ振興室	ホーチキ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	物品			
082	令和6年5月26日	京都アクアリーナにおけるエレベーター機能維持修繕	11,990,000		11,990,000	文化市民局市民スポーツ振興室	日本オーチス・エレベータ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
083	令和6年6月20日	横大路体育館 照明制御設備更新業務	9,680,000		9,680,000	文化市民局市民スポーツ振興室	パナソニックEWEエンジニアリング株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
084	令和6年6月21日	宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスケートセクション等検討及び製作設置業務	31,652,225		31,652,225	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社都村製作所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
085	令和6年6月24日	西京極総合運動公園民間活力導入検討（整備運営・活用方針案策定）業務	20,900,000		20,900,000	文化市民局市民スポーツ振興室	株式会社日本総合研究所	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	過去に有		
086	令和6年6月26日	宝が池公園運動施設球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務	19,800,000		19,800,000	文化市民局市民スポーツ振興室	奥アンソーカ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約一覧表

※政令とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令のことをいう

	契約日	件名	契約金額（税込）（単位：円）			担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令	種別	プロポーザル等の企画提案方式による決定の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加の有無	学識経験者等の市職員以外の者の参加者数
			当初	変更経過	最終（現時点）							
087	令和6年6月27日	京都アクアリーナのメインプールに係る水深調整設備部品点検整備業務	18,920,000		18,920,000	文化市民局市民スポーツ振興室	三菱重工機械システム株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
088	令和6年7月24日	水垂運動公園（仮称）整備に係る覆土厚調査業務	19,995,800		19,995,800	文化市民局市民スポーツ振興室	パシフィックコンサルタンツ株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		
089	令和6年8月5日	京都アクアリーナの中央監視システムリモート装置更新業務	146,630,000		146,630,000	文化市民局市民スポーツ振興室	アズビル株式会社	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品			
090	令和6年8月20日	宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスマートロックシステム導入、電気設備整備等業務	11,979,000		11,979,000	文化市民局市民スポーツ振興室	宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスマートロックシステム導入、電気設備整備等業務コンソーシアム	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	物品	有		

随意契約締結結果報告書

1 件名

「文化芸術授業（ようこそアーティスト）」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2

公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

17,300,000円

7 契約内容

現代芸術から伝統的な文化芸術まで、幅広い分野にわたる京都で活躍する優れた芸術家を、京都市内の小・中・総合支援学校、幼稚園、保育所（園）、児童館等に派遣し、文化芸術の魅力や楽しみ方についてのワークショップ（講話や実技指導等）を実施する。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統芸能や伝統文化、舞台芸術などの分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に講師を依頼するとともに、京都市教育委員会、子ども若者はぐくみ局等との緊密な連絡調整のもと、京都市内の小・中学校、総合支援学校や幼稚園、保育所（園）等の希望に応じて、内容・日程等の調整を行い、これらの芸術家を派遣して、文化芸術に関わるワークショップ（講話や実技指導等）を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、派遣する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「芸文協教室」（本市との共催事業）をはじめとする子どもを対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体（約240団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会においてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、派遣する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会を以てほかになく、契約の相手方が特

定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「伝統公演授業（ようこそ和の空間）」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2
公益財団法人京都市芸術文化協会

6 契約金額（税込み）

6,750,000円

7 契約内容

市内の中学生を対象とした伝統芸能の公演鑑賞事業の実施に係る業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、伝統的な文化芸術（能、狂言、日本舞踊、邦楽など）の分野において京都で活躍する優れた芸術家の方々に出演を依頼するとともに、京都市教育委員会との緊密な連絡調整のもと、伝統的な文化芸術に関わる公演鑑賞事業を実施するものである。

従って、本事業を進めるに当たって、企画、運営において特に必要な能力としては、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより事業趣旨を理解したうえで、出演する芸術家候補の適切な選定を行うことが求められる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、「藝文京芸術教室」（本市との共催事業）をはじめとする子ども等を対象とした各種文化事業の実施等により、従来から本市における文化芸術の発展に寄与している団体である。

また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体（約240団体）により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。このようなネットワークを有するものは同協会をおいてほかにない。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、出演する芸術家候補の選定に必要不可欠であるが、これらの情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特

定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

「Discover Traditional Culture of KYOTO～京の伝統文化ブランディング～」事業実施に係る委託業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

3 契約締結日

令和6年7月1日

4 履行期間

令和6年7月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル8階
公益社団法人京都市観光協会

6 契約金額（税込み）

9,500,000円

7 契約内容

- (1) 京都の伝統文化プロモーション
- (2) 受入環境整備
- (3) パッケージツアー、ファムトリップの実施

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、期間中約350万人のインバウンド来訪が見込まれる大阪・関西万博を契機に、京都を訪れる国内外の観光客の伝統文化に対する潜在的なニーズを踏まえ、顧客（国内外の観光客）目線での事業構築や鑑賞体験環境整備、広報の充実等、実際に鑑賞・体験いただく機会の創出を通し、伝統文化のブランディング、価値向上を図るものである。

業務の企画、実施にあたっては、観光客のニーズ調査や観光客目線での伝統文化の磨き上げを行うために、京都を訪れる観光客のニーズや人気ある観光コンテンツなど、京都の観光事情に関する広い知見や人的ネットワークを有する必要がある。

また、磨き上げたコンテンツを限られた予算内で効果的なプロモーションを行うために、国内外の観光客に対し有力な手法及び媒体（対面、WEBサイト、SNS）を有していることや、世界各国、国内外で影響を持つメディア関係者のみならず、京都の宿泊施設関係者や通訳ガイドなどに対して広く人的ネットワークを有し、メディアのニーズを十分に踏まえた取材対応や題材の選定、強く訴求するような見せ方・編集など高度な知識が必要となる。

以上の点を踏まえ、価格競争以外の面で受託先を選定する必要がある。

公益社団法人京都市観光協会は、京都市における観光事業の振興を図りつつ、地域経済や地域社

会の健全な発展を目指すことなどを目的として設立された団体であり、京都市域の観光情報に幅広く精通している。同協会の事業においては、京都観光オフィシャルサイト「京都観光 Navi」、京都府域の観光案内を多言語・ワンストップで行う「京都観光総合案内所」の運営をはじめとする京都観光宣伝業務、京都四大大行事（「葵祭」、「祇園祭」、「時代祭」、「京都五山送り火」）の執行支援、京都市認定通訳ガイド「京都ビジターズホスト」の育成や活用などを実施しており、観光情報の魅力的な提供及び観光コンテンツを適切に提供していく実績やノウハウを持ち合わせている。

また、国内外のメディアや観光客を誘致してきた実績や、海外有力メディアとの関係構築などを目的に本市が世界6箇所に設置している京都市海外拠点の運営を行うなど、国内外のメディアや観光客の需要の把握及び需要を把握するためにネットワークを有している。

さらに、京都の宿泊施設や旅行代理店、小売店等の観光事業者、1,500以上の会員を有する公益社団法人であることから、京都の観光事情にも精通しているのはもちろんのこと、地元事業者との緊密なネットワークを有しつつも、特定の事業者には偏らず、観光客目線で京都の伝統文化の魅力を公平な立場からPRすることができる。

以上のことから、本業務を履行可能な委託先は公益社団法人京都市観光協会の他にはないため、京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-（1）-ウに基づき、公益社団法人京都市観光協会と契約を締結するものである。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市西文化会館ウエスティ中央監視盤整備委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月16日
- 4 履行期間
契約の日の翌日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島六丁目2番40号
日本電技株式会社
- 6 契約金額（税込み）
17,600,000円
- 7 契約内容
京都市西文化会館ウエスティに設置されている中央監視システムを整備する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
中央監視システムは既設設備と密接不可分の関係にあるため、竣工時の施工業者以外は各種設定パラメータ及び詳細な配線敷設図を所有していない。また施工業者以外が整備を行うと既設の設備の使用に著しい支障が生じるおそれがあり、の際の責任分界点が不明となり復旧作業に支障が発生するおそれがあるため、竣工時の施工業者である日本電技株式会社と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市文化芸術総合相談窓口事業等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546-2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
25,399,999円
- 7 契約内容
 - (1) 相談窓口の運營業務
 - (2) 相談会・講座等の開催
 - (3) Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）通常支援型補助金交付事務
 - (4) 他機関とのネットワークの構築・情報発信
 - (5) 文化芸術関係者の移住・居住等の推進

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本事業は、文化芸術関係者からの様々な相談に応じる窓口を設置するほか、専門家等を交えての各種相談会や活動継続に必要となる知識・ノウハウ等を習得するための講座の開催、Arts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）の交付、文化芸術関係者の移住・居住等の推進、さらには文化芸術関係者に有益となる情報の発信など、文化芸術関係者に寄り添った切れ目のない支援を行うものである。

そのため本事業の実施にあたっては、本市で活動する文化芸術関係者へ各種支援策等の周知を迅速に行うとともに、文化芸術関係者から寄せられる相談等に対しては豊富な知識、経験を基に迅速かつ的確に対応することが必要となる。

公益財団法人京都市芸術文化協会は、令和2年度からの本相談窓口業務の受託者であり、これまで関係団体や専門家と連携しながら相談対応を行ってきたことから、様々な相談に的確かつ速やかに対応できる体制を既に有している。

また、緊急奨励金や総合支援パッケージ、両立支援補助金、令和4年度及び令和5年度のArts Aid KYOTO（京都市 連携・協働型文化芸術支援制度）の交付事務など、本市の各種補助制度の事務の受

託実績があり、着実な成果を上げるとともに、文化芸術に係わる支援を行う組織として広く認知されている団体である。

さらに、同団体は、個人、団体の様々な分野の芸術家、芸術団体により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築しており、他の文化芸術関係施設とのネットワークも豊富に有していることから、移住・居住等に関する情報収集及び文化芸術関係者への迅速な情報発信が可能である。

なお、同団体が有する当該芸術家、団体に関する会員情報やセンター使用者に関する情報は、個人情報保護の観点から非公開とされており、他の団体はこれを利用することができない。

以上のことから、当該契約内容を履行できる者は同協会をおいてほかになく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により公益財団法人京都市芸術文化協会と随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード）」の企画・運營業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月16日
- 4 履行期間
令和6年4月16日から令和6年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区東麻布1-9-15 東麻布一丁目ビル2F
リンクタイズ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
12,430,000円
- 7 契約内容
カルチャープレナーのリサーチや、京都市内におけるイベントの実施等の「カルチャープレナーの創造活動促進事業（カルチャープレナーアワード）」の企画・運營業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該事業については、令和5年度に新規事業として公募型プロポーサルを実施した。結果、世界38箇国、800万人の読者を持つ経済紙「Forbes」日本版の刊行及びWEBサイトの運営等を行っているリンクタイズ㈱から応募があり、審査のうえ、選定した。当該事業者は独自提案を行うなどの優れた事業実績を有する。
令和6年度については、カルチャープレナーの実践事例の取材などリサーチを深化させるとともに、アワードを充実させて継続開催することにより、その効果の最大化を図っていく必要があり、事業実施2年目である中で、本事業の委託先としては、提唱後間もないカルチャープレナーの概念を深く理解し、本市の事業目的に沿った事業実施の実績を有することが必要である。
リンクタイズ㈱においては、令和5年度のアワード受賞者とのネットワークを有するなど継続性が担保されることはもとより、今年度も「カルチャープレナー特集誌」を独自に刊行することを提案するなど、国内外に多くの訴求先を担保できるのは同社においてほかにはないことから、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
アート×ビジネス推進事業の実施に係る委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区室町通蛸薬師下る山伏山町546番地の2 京都芸術センター内
公益財団法人京都市芸術文化協会
- 6 契約金額（税込み）
9,999,999円
- 7 契約内容
アート×ビジネスのマッチングを目的としたセミナー、ワークショップ等の企画・運営や、芸術関係者と企業等との円滑なコミュニケーションの実施と関係構築のための機会の創出等の「芸術家と企業のネットワーク形成」事業実施に係る業務。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市では、令和4年度から芸術家と起業家等とのマッチングや、アートとビジネスの接点を探る「アート×ビジネス推進事業」を実施しており、令和4年度は京都芸術センターの施設の一部をスタートアップやソーシャルビジネスなどの企業向けオフィスとして「アート×ビジネス共創拠点『器』」を開設した。令和5年度には『器』を中心に、芸術関係者と企業等との交流やマッチングの機会を創出し、相互の接点を増やすとともに事業のマッチングに向けた相談会の実施や窓口の設置に取り組んだ。
これらの取組実績を踏まえ、令和6年度は、「アート×ビジネス推進事業」の将来的な展開を見据え、マッチング事業の実施実績の蓄積、アート・ビジネス双方のネットワークの維持強化及び事業の認知度向上のためのプロモーション等に重点的に取り組む。
当該事業を円滑に進めるに当たり特に必要な能力は、京都で活躍する優れた芸術家に関する詳細な情報及びネットワークを活用した情報収集能力を有し、また、その情報を活用することにより本事業の趣旨を理解したうえで、芸術関係者と企業等のニーズに応じた効果的なアート×ビジネスの交流促進、マッチングを展開していく能力が求められる。
公益財団法人京都市芸術文化協会は、芸術家と企業のネットワーク形成の拠点となる京都芸術センターの施設運営を担うとともに、各種文化事業の実施等により従来から本市における文化芸術発

展に寄与している団体である。また、同団体は、個人、団体のさまざまな分野の芸術家、芸術団体により構成されており、情報の蓄積が豊富であるとともに、構成員間のネットワークも構築している。

このようなネットワークを有するものは同協会においてほかにないことから、当該契約内容を履行できる者は同協会においてほかにないことから随意契約を締結した。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度桂川横大路地区長岡京跡発掘調査支援業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽北花名町8番地
株式会社文化財サービス
- 6 契約金額（税込み）
99,712,334円
- 7 契約内容
桂川横大路地区長岡京跡の発掘調査に伴う支援業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は桂川河川敷における発掘調査の支援業務であり、発掘調査の実施と同程度の専門的知識・能力が必要であるため、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していることなどの要件が求められる。

また、本件は、調査対象面積が約7,600㎡と本市直営発掘調査の中でも最も大きく、調査場所が河川敷であるため、支援業者には、日々の発掘作業員の安全管理や出土遺物の適切な保管管理以外にも、緊急増水時の24時間対応など、本市との密な連携が求められる。

さらに、本件は、国土交通省の国事業発掘調査を本市が受託したことに伴い実施する支援業務であるため、国との契約に付随しており、履行期限内の履行完了が必須である。

そのため、履行期限内に履行を完了させるためには、支援業者は、これまでに本市直営発掘調査の支援業務の実務経験を有し、本市発掘調査の進行や現場監理、遺物の管理の方法を熟知し、現場の状況に応じた適切な方法の取捨選択が可能であることが必要不可欠である。

以上の理由から、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、上記条件を全て満たさない者では履行期限までの履行が完了できないと想定されるため。
- 9 根拠法令
■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記の条件を全て満たす者は、(株)文化財サービス、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、(株)島田組の 3 者のみに特定され、そのうち、履行期限までの履行が可能な者は、(株)文化財サービスと(公財)京都市埋蔵文化財研究所の 2 者のみに特定される。

適正な範囲内の価格であることを確認するため、上記 2 者から見積書を徴収した結果、(株)文化財サービスが最も安価であったため、(株)文化財サービスを本件委託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度出土遺物の保管管理業務等の委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
70,000,000円
- 7 契約内容
埋蔵文化財発掘調査等により出土した遺物を、現在の活用及び今後の活用に加え、適正に保管、管理する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行に当たっては、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該団体は、遺物の保管、管理についての豊富な知識と保存技術をはじめとした専門技術や知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす保存処理等の特殊技術や活用や、分類の根幹をなす出土文化財の編年等に関する著作権を有しているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度重要遺跡出土文化財整理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
11,324,000円
- 7 契約内容
京都市内で実施されている発掘調査では、貴重な文化財や歴史的に重要な文化財が多数出土し続けているが、活用のための整理作業が進んでいない。今後のより適切な保管と活用を図るため、重要遺跡と小規模遺跡、その他の顕著な成果のあった遺跡の出土遺物について、重点的なランク分け作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務の履行に当たっては、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有する必要があるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
当該団体は、活用度に応じた遺物の取捨選択を速やかに実施する基礎能力として、時期決定に必要な土器編年を保持し、出土遺物等の内容を熟知するとともに、遺物の取り扱いについての専門的知識を有するという要件を満たしている。さらに、業務の根幹をなす出土文化財の編年等に関する

著作権を有しているため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
8,381,000円
- 7 契約内容
本市が所有し保管する数多くの出土遺物の中から、国の重要文化財指定（美術工芸品考古資料）クラス、京都市指定文化財（美術工芸品、考古資料）クラスの出土遺物を選定し、指定に向けた資料（出土遺物の文化財的価値の評価、分類、計測、写真撮影など）を作成する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該業務は、出土文化財を活用度に応じて4段階にランク分けした中で最上位であるAランク出土品（約2万箱）を対象として、文化財指定クラスの物品を抽出し、指定に向けた資料を作成する業務であり、出土遺物及び市内の発掘調査に関する豊富な知識と多量の遺物を効率的に扱うことのできる者でなければならない。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
同研究所は、市内で行われた発掘調査の大半を担当しており、出土遺物の内容について掌握するとともに、出土遺物の時期決定手段である京都市内の土器編年を確立し、その著作権を有している。また、同研究所には、遺物の整理、保管、管理及び活用を専門とする資料係があり、専門性に優

れているとともに、多量の遺物の取扱い技術を有している（10万箱を超える遺物量の取扱い実績を有するのは福岡市教育委員会文化財保護課と同研究所の2組織しかない）。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度国有文化財及び名勝雙ヶ岡等管理委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
40,975,500円
- 7 契約内容
雙ヶ岡や西寺跡等、本市が管理する史跡・名勝について適切な維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市内に数多く点在する史跡等について良好な維持管理を行うには、一般の樹木等の管理業務に加えて、災害時の緊急措置に対応できる史跡等に関する専門的知識及び文化財の保護に関する専門技術を有している必要があり、当該団体がこの要件を満たしているため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
祇園祭山鉾部材等収蔵環境整備及び管理業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年4月10日
- 4 履行期間
契約日から令和7年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
14,000,000円
- 7 契約内容
「祇園祭山鉾館改修工事事業」の実施に当たり、祇園祭山鉾館の工事期間中、現在収蔵している祇園祭山鉾関連部材等の仮保管場所を整備し、その管理を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
祇園祭山鉾館を利用している各山鉾町に対し、工事期間中の収蔵物の仮移転について協議を行ったところ、祇園祭開催期間中は、その運営に集中する必要があること、移転作業には相応の労力と時間が必要であることから、5月の早い段階までに仮収蔵場所を用意するよう要望があった。
5月の早期段階で仮収蔵場所を供用するには、遅くとも4月中旬までに仮収蔵場所の整備に着手する必要があるほか、国重要文化財を取り扱う専門性の高い業務であるところ、プロポーザル等による事業者選定を行う猶予がない。
以上より、契約依頼が可能となったときから履行期限までの間に、入札執行に必要な期間を確保することが不可能であるため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」5(1)に該当することから、同財団と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

本件は債務負担行為を設定し、年度を跨ぐ契約としているが、令和6年度の支出負担行為額は、当該年度の支払予定額である「7,500,000円」となる。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
史跡極原廢寺跡の一部修景整備業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年6月17日
- 4 履行期間
令和6年6月17日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区今出川通大宮東入元伊佐町265番地の1
公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所
- 6 契約金額（税込み）
17,000,000円
- 7 契約内容
史跡極原廢寺跡の敷地一部の修景整備
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、1997年に行った発掘調査の成果をもとに、遺構明示等を行うものだが、当該業者は、その発掘調査を担当し、データ等を所有しており、今回の業務でもそれらのデータを活用することができる。また、当該業者は、本市所有史跡等の管理業務の受託者であり、整備後の維持管理まで見据えた整備を行うことができるなど、本業務を委託するメリットが非常に高い。
これまでの経過及び今後の維持管理等を踏まえると他社では契約の目的の達成が不十分になるなどの不利益が生じるおそれがあるため、「京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン」6(2)に該当することから、当該業者と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第7号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都中京労働庁舎（仮称）新築事業に伴う埋蔵文化財発掘調査支援業務
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年7月5日
- 4 履行期間
令和6年7月5日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽北花名町8番地
株式会社文化財サービス
- 6 契約金額（税込み）
20,427,126円
- 7 契約内容
平安京跡ほかの発掘調査に伴う支援業務の委託
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件は平安京左京域における発掘調査の支援業務であり、発掘調査の実施と同程度の専門知識・能力が必要であるため、市内で継続して発掘調査を実施していること、履行に必要な人員・機材等を保有していることなどの要件が求められる。

平安京左京域は、特に層序が複雑なため、より高度な専門知識・能力が必要で、発掘調査の質を担保するために導入している調査員の点数制度（京都市内発掘調査団体導入基準）では5段階中上位の2段階（AA、Sランク）の調査員のみが調査可能であり、支援業務もまた同等の経験が求められる。

また、本件の調査範囲には、御池通に面した囲いの無い土地が含まれる。発掘調査は随時記録をとりながら掘り下げていく必要があるが、人や自転車の往来が多く、重機の旋回等も含めて安全管理には十分な配慮が必要であり、かつ、迅速な作業が求められる。

さらに、本件は、厚生労働省の国事業発掘調査を本市が受託したことに伴い実施する支援業務であるため、国との契約に付随しており、履行期限内の履行完了が必須である。また、当該地は令和7年度当初から解体工事に着手予定のため、令和6年度中に、現地調査及び報告書作成を必ず完了しなければならない（【参考】標準調査期間：現地調査3か月、報告書作成6か月）。

そのため、複数の調査区を設けながら、安全管理をし、履行期限内に履行を完了させるためには、支援業者は、これまでに本市直営発掘調査の支援業務の実務経験を有し、本市発掘調査の進行や現場監理、遺物の管理の方法を熟知し、現場の状況に応じた適切な方法の取捨選択が可能であることが必要不可欠である。

以上の理由から、入札に付そうとする場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、上記条件を全て満たさない者では履行期限までの履行が完了できないと想定されるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記の条件を全て満たす者は、(株)文化財サービス、(公財)京都市埋蔵文化財研究所、(株)島田組の3者のみに特定される。適正な範囲内の価格であることを確認するため、上記3者から見積書を徴収した結果、(株)文化財サービスが最も安価であったため、(株)文化財サービスを本件委託先として決定した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

名勝無鄰庵庭園防災施設整備工事設計業務委託 ただし、母屋ほか3棟耐震改修その他工事基本設計業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課

3 契約締結日

令和6年9月9日

4 履行期間

令和6年9月10日から令和7年3月14日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

大阪府中央区瓦町3丁目6番5号
株式会社日建設計

6 契約金額（税込み）

18,304,000円

7 契約内容

名勝無鄰庵庭園の母屋ほか3棟の耐震改修工事に伴う工事基本設計を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

耐震改修工事の設計を行うに当たり、令和2年度及び令和3年度に実施した名勝無鄰庵庭園の建造物に係る耐震診断業務にて耐震改修計画を作成しており、当該業務を同株式会社が請け負っていた。今回の基本設計では、すでに作成している耐震改修計画に加えて、施設の利便性向上のためのインフラ等整備計画を実施するため、令和2年度及び令和3年度に実施した耐震診断業務を受託していた同株式会社であれば、耐震診断における工学的判断や計算仮定等の正確な把握及び文化的価値の熟知に時間を要せず、他社より有利な価格での契約が可能となる。さらに文化財の改修設計の経験が豊富で、文化的価値を損なわない改修を実施するための技術的な見地を有することからも、同株式会社が本件業務を受注するのに妥当であると判断できるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第7号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都ならではの歴史博物館の機能の検討に係る基礎調査業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課
- 3 契約締結日
令和6年9月13日
- 4 履行期間
契約日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区梅田2丁目5番25号
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
5,300,000円
- 7 契約内容
京都市の文化財行政が抱える周辺課題を整理し、その解決の方策となるような他都市事例の収集等を行い、京都市に求められる歴史博物館の機能の検討を行うための基礎調査を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
公募型プロポーザル方式を実施し、合格点以上の提案を提出した事業者を選定
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等清掃業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区烏丸通四条上る笋町691-1 京セラビル9階
日本管財株式会社
- 6 契約金額（税込み）
29,920,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）に係る清掃業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
再整備後のリニューアルオープンに伴い、展示室の充実に加え、光の広間、京セラスクエアなどイベント等の用に供される施設が増加したことから、これらの施設を維持するための清掃技術や十分な人員配置、建物本体や展示室内の美術品などの重要文化財の保全に細心の注意を払った丁寧な清掃が必要となり、また、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められているところ、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比較したうえで最も優れた者を選定するべきであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により公募を行ったところ当該事業者から応募があり、実施要領等に定める審査基準により評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）日本庭園他維持管理業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市北区鷹峯土天井町4-1
株式会社川勝造園
- 6 契約金額（税込み）
6,794,700円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）の日本庭園等の維持管理を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市京セラ美術館（京都市美術館）には、芝生や施設を囲む生垣、松や杉などの高木など、美しい緑が溢れており、とりわけ、七代目小川治兵衛が作庭に関わったとされる日本庭園は、季節を彩る桜や紅葉が咲き誇り、国内外から多くの来館者が訪れる場所となっている。
これらの維持管理には、岡崎地域の美しい景観との調和に配慮した剪定等の技術が必要となるほか、国内外から訪れる来館者に対する高いホスピタリティを持った作業員の配置等が求められており、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者のサービスの提供に係る実績や体制、責任感、サービスの質等を比較したうえで最も優れた者を選定すべきであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により公募を行ったところ当該事業者から応募があり、実施要領等に定める審査基準により評価した結果、委託先として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館事業企画推進業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区烏丸通蛸薬師下ル手洗水町645
株式会社長谷ビル
- 6 契約金額（税込み）
143,750,000円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館事業企画推進業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市京セラ美術館事業企画推進業務は、広報計画の立案・実施や営業活動など多岐に渡るが、現代美術にかかる主催展の開催が主軸となる。
特に、令和5年度から、当館の開館90周年を記念して、世界的に著名な現代作家である村上隆氏の展覧会「村上隆 もののけ 京都」を実施している。
本展覧会について、前年度より実施に向けて企画調整、また展覧会に深く関わる広報や営業業務等、これまで作家側との綿密な調整の下で事業を進めていることや、作家側が展覧会の開催可否について現行体制を前提として合意されていることにより、契約の相手方は株式会社長谷ビルしか存在しないため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館（京都市美術館）等警備業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
セコム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
362,126,160円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館（京都市美術館）に係る警備業務等を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都市京セラ美術館は、館内においては、常設展示を含め複数の展覧会が1年を通じて開催されており、カフェ・ショップ等の商業施設も館内に設置する中で、誰でも無料で入館できるパブリックエリアを広く有しているため、年間を通じて国内外を問わず多くの観光客・来館者が予測される。また、館内外においても、MICE利用をはじめとしたイベント等の使用が、夜間も含めて年間を通じて不定期に開催される施設である。

さらに美術館は岡崎公園内の敷地として物理的に侵入を阻止する柵や塀等が設置されておらず、オープン施設であるが故、昼夜を問わず敷地内に滞留する不特定多数の観光客・一般人も多く、防犯面において負うべきリスクは非常に高い。美術館は建造物としての文化的価値も高く、展示作品・収蔵作品等の資産価値が高い動産を保有・保管する不特定多数の集客施設となるため、国内外で近年多発する犯罪・テロ行為の対象にもなり得る可能性も非常に高い。

したがって、機械警備に関しては警備システムの設計と緊急時の通報・駆けつけ体制が非常に重要であり、常駐警備に関しては、美術館が有する特殊な防犯リスクに対し、出入管理システム、監視カメラ等での監視・操作と緊急時の臨時増員配置などの柔軟な警備体制の対応の構築等、使命感と高い責任感を持って、警備業務に当たることが求められる。

よって、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適しておらず、契約の相手方の選定に当たっては、各候補者の警備能力、責任感、機械警備体制等を比較したうえで最も優れた者を選定することとした。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力の供給（美術館本館新館・別館）
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）78,118,000円
- 7 契約内容
京都市美術館（本館・別館）の電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
令和6年度電力供給の入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したが、どの事業者からも入札参加意思が示されなかった。よって、このまま入札を行っても不調になる可能性が高いことから、入札を行わず、令和5年度の電力供給契約の相手方である関西電力株式会社から引き続き電力供給を行うこととなった。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市京セラ美術館及び京都市美術館別館運営サービス業務
- 2 担当所属名
文化市民局美術館総務課
- 3 契約締結日
(当初) 令和4年4月1日
(変更後) 令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都江東区豊洲3丁目2-24 豊洲フォレシア16F
サントリーパブリシティサービス株式会社
- 6 契約金額(税込み)
(当初) 534,910,833円
(変更後) 524,897,619円
- 7 契約内容
京都市京セラ美術館(京都市美術館)及び京都市美術館別館における来館者及び利用者への総合サービスと館内の円滑なサービス運営を担うための総合案内・クロック業務、出札(チケットカウンター)・改札業務、展示監視等サービス業務全般を行う。
- 8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)
令和6年度開催の展覧会実施数に応じたスタッフポストの調整等により、契約金額が減額となった。また、事務効率化の観点から、指定納付受託者への観覧料等の手数料及び委託事業者への料金集配業務に係る手数料の支払い方法を変更した。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度京都市動物園植栽管理業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局動物園総務課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市左京区静海市原町1081-37
井上修造園
- 6 契約金額（税込み）
7,920,000円
- 7 契約内容
 - (1) 動物園の植栽計画の立案・実施
 - (2) 植栽の維持管理業務
 - (3) その他付帯する業務全般
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務については、単に植栽の剪定や伐採を実施するだけでなく、京都の森をはじめとする整備施設のコンセプトに基づいた植栽管理計画を策定し、必要な植樹等を実施する必要がある。加えて、来園者の踏圧により樹木や芝生が枯死するなど、職員の管理では植栽が維持できないといった問題が発生しており、これらの問題解決に当たっては、専門的な知見に基づく計画的な維持管理を実施する必要がある。

このため、契約の相手方の選定に当たっては、契約の相手方の専門的知識・経験・技術、考え方が大きく結果に影響されるため、必ずしも契約価格に比例しない。

以上のことから、単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することは適しておらず、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約によることとする。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

業者選定プロポーザルの結果に基づき契約するため。

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

二条城警備業務委託

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

(当初) 令和5年4月1日

(変更後) 令和6年4月1日

4 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号

セコム株式会社

6 契約金額 (税込み)

(当初) 394,996,800円

(変更後) 463,838,100円

7 契約内容

次に継承すべき二条城で事故無く警備を行うことを目的に、警備を行うものである。

8 随意契約の理由 (変更契約の場合は変更理由)

令和6年度に本丸御殿の公開を開始するにあたり、新たに本丸御殿の配置ポストの増設とAEDの配備が必要であることと、入城者数の増加傾向を踏まえ、雑踏警備のため、城内巡回ポストの配置人員数を増加する必要があるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

元離宮二条城は全域が世界遺産かつ史跡に指定されており、城内には国宝・二の丸御殿をはじめとした文化財建造物や庭園が存在し、年間を通じ国内外から多くの観光客が訪れる施設であり、その警備業務については、世界遺産にふさわしい警備体制や技術力、文化財に対する知識が求められる。

以上の理由により、本業務については競争入札に適さないため、プロポーザル方式により事業者の選定を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行った。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
二条城清掃業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
イオンディライト株式会社
- 6 契約金額（税込み）
146,487,000円
- 7 契約内容
二条城内の建造物、東側空間（エントランス広場、通路部分）、便所等の清掃業務を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は、世界遺産・国指定の史跡であるとともに、入城者が年間200万人を超える京都を代表する文化観光施設である。
そのため、文化観光施設として常に美しく保つための清掃技術や十分な人員配置に加え、国宝・二の丸御殿をはじめとする文化財に対し、常に高い意識を持って、文化財を傷めないよう丁寧な清掃を行う必要があることや、国内外から訪れる来城者に対する高いホスピタリティを持った清掃員の配置等が求められる。
以上の理由により、本業務については競争入札に適さないため、プロポーザル方式により事業者の選定を行い、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元離宮二条城出改札案内等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル2階
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
625,664,690円
- 7 契約内容
元離宮二条城における出・改札等案内業務、入城料金徴収業務等を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は、世界遺産かつ京都を代表する文化観光施設であり、その出改札案内等業務は京都市内外の多くの観光客と接するものであり、当該業務の従事者から受ける印象が、京都の観光における評価の大きな部分を占め、京都市観光施策のより一層の推進にも大きな影響を及ぼすものである。
したがって、当該業務実施事業者については、観光客等への接客、案内等に対してのより満足度の高いサービスの提供だけでなく、文化財保護のための十分な見識を有するとともに、入城者に対する啓発や適切な案内を行う能力等が求められる。
以上の理由により、本業務については競争入札に適さないため、プロポーザル方式により事業者の選定を行い、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
元離宮二条城出改札案内等業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル2階
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
15,300,000円
- 7 契約内容
元離宮二条城における出・改札等案内業務、入城料金徴収業務等を行うものである。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城は、世界遺産かつ京都を代表する文化観光施設であり、その出改札案内等業務は京都市内外の多くの観光客と接するものであり、当該業務の従事者から受ける印象が、京都の観光における評価の大きな部分を占め、京都市観光施策のより一層の推進にも大きな影響を及ぼすものである。
したがって、当該業務実施事業者については、観光客等への接客、案内等に対してのより満足度の高いサービスの提供だけでなく、文化財保護のための十分な見識を有するとともに、入城者に対する啓発や適切な案内を行う能力等が求められる。
以上の理由により、本業務については競争入札に適さないため、プロポーザル方式により事業者の選定を行い、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度 重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画のうち、31面（但し1面は昨年度からの継続）の保存修理業務

2 担当所属名

文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都府京都市中京区東洞院通御池下る笹屋町4 4 5 番地
一般社団法人国宝修理装こう師連盟

6 契約金額（税込み）

99,297,000円

7 契約内容

国指定重要文化財（美術工芸品）二条城二之丸御殿障壁画のうち31面の保存修理を行う。（国庫補助事業）

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務の履行にあたっては、当該障壁画の現状及び修理方法を熟知しているとともに、国指定文化財の修理に関する十分な知識と、乾式肌上げ法と呼ばれる表具技術など高度の専門的な技術力を有していることが必要である。

また、当該障壁画は954面（附62面）という多数に及ぶが、御殿障壁画として一体のものであり、文化財としての価値を保持していくためには、適正な環境の下で一貫した修理を行う必要がある。そのためは、前年度までの修理との継続性が重要であり、1年間に31面という多数に及ぶ障壁画の修理を、同じ場所において同時並行で行う必要がある。

当該委託先は、令和6年4月1日現在、国指定文化財を修理する10工房、132名の保存技術者がいる。平成7年には文化庁から選定保存技術の保存団体として認定され、これまでに高度な修理技術が必要とする高松塚古墳の国宝修理など、2,000件以上の国指定文化財の修理の実績がある。

このように高度な技術力を保持し、多数の文化財を適正な環境の下において、同時並行で修理する能力を有しているのは当該委託先のみであるため。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度 二条城二之丸御殿障壁画模写制作
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月2日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区鳴滝本町69番地の2
有限会社川面美術研究所
- 6 契約金額（税込み）
18,977,200円
- 7 契約内容
二条城二之丸御殿障壁画（1,061面）のうち、遠侍3面と白書院6面、計9面の模写制作を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
二条城の障壁画模写事業については、事業開始時に文化庁から国宝建造物である二之丸御殿に相応しい模写画との嵌め替えを行うように指導を受けたため、古色復元模写と呼ばれる特殊な技法によって行うこととなった。また、障壁画は各部屋全体にわたって描かれているため、制作技法の著しい変更は御殿に嵌め替えた時に違和感を生じるため、絵具や本紙などの原材料はもちろん模写技術の技量も同等水準を保つ必要がある。
川面美術研究所は、文化財建造物の彩色や歴史的絵画の復元に実績があり、文化財の修復技術や復元調査など模写制作に必要な特殊技能を有する技術者も所属している。また、二条城の古色復元模写に事業開始当初から携わっている画家を有し、スタッフの技術力が優秀で、古色復元模写の実績を持つ団体は川面美術研究所において他になく、契約の相手方が特定され、その性質又は目的が競争入札に適さないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に該当するため、川面美術研究所と随意契約を締結する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
国宝（建造物）二条城二之丸御殿保存修理工事等基本計画策定業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和6年8月26日
- 4 履行期間
令和6年8月27日から令和7年8月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市中京区壬生賀陽御所町三番地の1
株式会社竹中工務店
- 6 契約金額（税込み）
79,900,000円
- 7 契約内容
国宝（建造物）二条城二之丸御殿遠待及び車寄ほか5棟保存修理工事等基本計画の策定を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国宝（建造物）二条城二之丸御殿本格修理事業は、文化財の価値を守るとともに、観覧者の安全・安心を確保するための耐震補強に加え、文化財の価値を発信共有するための公開方法が課題となる。したがって、本業務の受注者には、保存修理・耐震補強・活用整備を並行して進められる豊富な実績を有し、文化財の保存活用のための十分な見識を有する株式会社竹中工務店と随意契約する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
プロポーザル方式により公募を行ったところ当該事業者から応募があり、実施要領等に定める審査基準により評価した結果、委託先として選定した。
- 11 その他
特になし

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市元離宮二条城整備工事 ただし、旧収蔵庫（復元土蔵）ハロゲン化物消火設備改修工事
- 2 担当所属名
文化市民局文化芸術都市推進室元離宮二条城事務所
- 3 契約締結日
令和6年9月5日
- 4 履行期間
令和6年9月6日から令和7年2月14日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市中央区本町2-6
ニッタン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
15,950,000円
- 7 契約内容
旧収蔵庫（復元土蔵）のハロゲン化物消火設備の改修工事
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本工事対象のハロン貯蔵容器や制御盤等と対象外の配管や噴射ヘッド等で構成されており、製造者独自の技術を用いた一体のシステムとなっている。
そのため他社製品との互換性が保証されておらず、動作の不備があった場合、施設運営に支障が出るため、既設システムの製造者であるニッタン株式会社と随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他
特になし

設 計	令和6年7月	工 期	契約の日の翌日から令和 7年 2月14日まで
-----	--------	-----	------------------------

工 事 設 計 書

工事場所 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541番地

工事名 京都市元離宮二条城整備工事

ただし、旧収蔵庫(復元土蔵)ハロゲン化物消火設備改修工事

	設 計 金 額	
工 事 費	16,324,000	円
工 事 価 格	14,840,000	円
消費税及び地方消費税相当額	1,484,000	円

※この工事設計書は秘密情報のため、情報管理の徹底をお願いします。

建設リサイクル法	
<input type="checkbox"/> 適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用外

積 算 基 準	
<input type="checkbox"/> 土木積算基準	<input checked="" type="checkbox"/> 建築・設備積算基準

工 事 設 計 書 (計 画 概 要)

本工事は、「京都市元離宮二条城整備工事 ただし、旧収蔵庫(復元土蔵)ハロゲン化物消火設備改修工事」である。

工事概要

- 1 旧収蔵庫(復元土蔵)のハロゲン化物消火設備の改修工事

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
直接工事費				
機械設備工事	1	式	9,877,400	
計			9,877,400	
共通費				
共通仮設費	1	式	419,585	
現場管理費	1	式	2,415,227	
一般管理費等	1	式	2,127,788	
計			4,962,600	
工事価格	1	式	14,840,000	
消費税等相当額	1	式	1,484,000	消費税率 10 %
工事費	1	式	16,324,000	

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区衣棚通出水上の御霊町63番地
公益社団法人京都犯罪被害者支援センター
- 6 契約金額（税込み）
6,300,000円
- 7 契約内容
京都市犯罪被害者支援条例（以下「条例」という。）第9条第2項に規定する窓口を「京都市犯罪被害者総合相談窓口」として設置し、運営する業務を委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
犯罪被害者等の求める支援は、保健福祉、医療、心のケア、住居、本市以外の行政機関にも関わる行政手続、法律相談等の広範囲に及ぶものであり、このような多岐にわたる支援を、被害直後から中長期にわたり、ワンストップで、かつ、総合的に行う必要がある。
従って、当該支援を行う「京都市犯罪被害者総合相談窓口」設置及び運営委託業務においては、適切に関係機関等と連携することが必須であるとともに、業務に携わる支援員には高い専門知識や豊富な経験が求められる。
公益社団法人京都犯罪被害者支援センターは、事件を取り扱った警察が必要と判断した場合に、犯罪被害者等の同意のうえで情報提供を行う「犯罪被害者等早期援助団体」として、京都府内で唯一京都府公安委員会の指定（平成15年10月17日）を受けている団体である。
また、同法人は平成10年の設立当時から犯罪被害者等に対する相談活動を継続的に行っており、電話・面談相談や直接支援等により、年間1,000件を超える支援実績を有している。
以上の理由から、現時点において、市域内において本業務を適切に遂行できる条件・能力を備えた唯一の団体として、引き続き、公益社団法人京都犯罪被害者支援センターを委託先として選定し、随意契約を行う。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市民法律相談事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区富小路通丸太町下る榊屋町1番地
京都弁護士会
- 6 契約金額（税込み）
23,881,710円
- 7 契約内容
京都市民法律相談事業として、京都市消費生活総合センター及び区役所・支所における相談業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市民法律相談事業を実施するに当たり、委託先は次の要件を満たす必要がある。
 - 1 本市が指定した日に多数の弁護士を動員する必要があること。
 - 2 相談者の中には、自身がどのようなトラブルに巻き込まれ、何を望んでいるのかすら自覚できない方や、法律上、当然帰結する結果を受け入れられない方も存在するが、地方公共団体の主催事業である以上、そのような市民に対しても丁寧に応対する必要があること。
 - 3 多数の弁護士の動員を要する状況の下で、担当弁護士が突発的な事故などで従事できない事態などが生じた場合であっても、代替弁護士の確保を確実にできる環境が必要であること。
 - 4 法律相談事業は、相談者が、限られた時間で弁護士から受けるアドバイスに満足することをもって一つの成果とするものであるが、弁護士の対応が不十分な場合や、不十分であると相談者が感じた場合に、その対応の仕方をチェックする機能が必要であること。

上記の要件を満たしているのは、京都市内においては、京都弁護士会のみであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号にある特定の1者でなければ提供できない役務に係る契約に該当し、京都弁護士会を委託先とする。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8「随意契約の理由」のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書発行コーナー及び各区役所・支所におけるマイナンバーカード交付等予約受付に係る運営業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都豊島区池袋2丁目65番18号
パーソルワークスデザイン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
35,250,600円
- 7 契約内容
証明書発行コーナーにおける予約制のカード交付、各区役所における予約制のカード交付や電子証明書の更新等を実施するに当たり必要となる予約受付に係る一連の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方式等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したパーソルワークスデザイン株式会社と契約する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカード交付関連業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
204,991,600円
- 7 契約内容
マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき、マイナンバーカードの申請を促進するとともに、交付体制を充実させるため、令和3年9月に「京都市マイナンバーカードセンター」を設置し、区役所・支所マイナンバーカード交付コーナー（14箇所）及び証明書発行コーナー（5箇所）と併せて、交付等の体制強化を図っているが、より効率的な運営体制を構築し、業務を円滑に実施するため、交付等業務の一部を下記のとおり委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで選定する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定したキャリアリンク株式会社と契約する。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
マイナンバーカード出張申請窓口の開設等に係る企画・運營業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
キャリアリンク株式会社
- 6 契約金額（税込み）
53,979,200円
- 7 契約内容

本市では、マイナンバーカードを普及・促進させるため、①職員が公共施設、商業施設、事業所及び、福祉施設等に出向き、申請者の本人確認を行ったうえでマイナンバーカードの申請を受け付け、後日カードを本人に郵送する「マイナンバーカード出張申請窓口」及び、②会場では本人確認をせず、申請書の記載等のサポートを実施する「マイナンバーカード申請サポート窓口」を実施しているところである。

また、山間部や福祉施設等の出張窓口の会場に限定して、マイナンバーカードを既に申請しているが、カードを未受取の方（交付通知書及び必要な本人確認書類をお持ちの方に限る。）を対象に、会場で本人確認を行うことで、後日カードを本人に郵送交付する「郵送受取サービス」もあわせて実施しているところである。

本委託契約では、上記の出張窓口等を実施する会場の選定・調整、市民等への広報、当日の会場設営並びに申請受付業務（郵送受取サービス含む。）及び、会場でのマイナポータルの手続支援、また、出張窓口にあっては、申請を希望する市民等（市外に住所を有する者も含む。）からの予約受付・問合せ対応等の業務を委託するものである
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定した同社と契約する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 号

10 契約の相手方の選定理由

8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカードセンター及び戸籍事務センターの設置に係るネットワーク配線作業
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年6月13日
- 4 履行期間
令和6年6月13日から令和6年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市マイナンバーカードセンター及び戸籍事務センターの設置に係るネットワーク配線作業」に係るコンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
5,697,494円
- 7 契約内容
令和6年8月に稼働する戸籍事務センターの設立及び12月に予定している京都市マイナンバーカードセンターの移転に伴う、各端末機器等の設置、設定作業、使用される端末機器等に係るネットワーク配線作業等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件の対象となるシステム端末については、日本電気株式会社が本市の仕様でシステム構築を行っており、当該システムに係るネットワークの設計・構築、機器設定等の作業については、当該端末システム単独ではなく当該システム全般に渡る十分な知識及び技術を持つ業者でなければ対応できないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とするもの。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカードセンター移転に伴う端末機器等の移設等作業委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年9月1日
- 4 履行期間
令和6年9月1日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「京都市マイナンバーカードセンター移転に伴う端末機器等の移設等作業委託」に係るコンソーシアム
京都府京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社 京都支社
- 6 契約金額（税込み）
33,608,300円
- 7 契約内容
令和6年12月に予定している京都市マイナンバーカードセンターの移転に伴い、センター等に設置されている各端末機器等を下京区総合庁舎、右京区総合庁舎、各区役所・支所のマイナンバーカード交付コーナーの執務室へ移設するため、各端末機器等の設置、設定作業、使用される端末機器等に係るネットワーク機器の設置・配線作業等の業務を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件の対象となるシステム端末については、日本電気株式会社が本市の仕様でシステム構築を行っており、当該システムに係るネットワークの設計・構築、機器設定等の作業については、当該端末システム単独ではなく当該システム全般に渡る十分な知識及び技術を持つ業者でなければ対応できないため、地方自治法施行令167条の2第1項第2号に基づき、随意契約とするもの。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市マイナンバーカードセンター移転に係る移転計画策定業務及び環境整備業務等委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年9月20日
- 4 履行期間
令和6年9月20日から令和6年12月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区五条通堺町角塩竈町363番地
株式会社ウエダ本社
- 6 契約金額（税込み）
34,998,920円
- 7 契約内容
京都市マイナンバーカードセンター移転に係る移転計画策定業務及び環境整備業務等を委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
契約の相手方の選定については、企画の内容、運営方法等について比較したうえで行う必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定した同社と契約する。
- 9 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市戸籍事務センター運營業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年5月31日
- 4 履行期間
契約締結日から令和7年10月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪タワーB16階
パーソルテンプスタッフ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
102,256,000円

7 契約内容

これまで婚姻等の戸籍届書は本籍地の市区町村に郵送（市内の他区戸籍届書は文書交換）されていたところ、国で新たに構築された戸籍情報連携システム上でデータ連携が可能となったことに伴い、業務プロセスの見直しにより本籍地以外の市区町村にて受理した戸籍届書について、データ連携された後の送付地としてのシステム処理等を集約及び委託化することで、効率的な業務遂行の実現に向けたセンターを開設。

当該センターの業務は、定型性が高い一方で、戸籍事務に関する専門的な知見等を積み上げることによって正確性が担保されることとなるため、民間事業者による創意工夫や柔軟な体制の構築の余地が大きいものと考えられることから、センターの運營業務について民間活力を導入することで、持続可能な行財政運営に向けた効率的な執行体制を構築していこうとするもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、迅速かつ確実な事務処理を必要とし、また、業務の性質上、高度かつ多数の個人情報を取り扱うため、個人情報保護や法令遵守に対する高い意識に基づき業務を遂行しなければならない。さらに戸籍事務は、氏名に使用可能な文字の知識や、法で定められている要件が守られているか、届書ごとに異なる添付文書がすべて提出されているかといった事項を確認し、届書に基づく戸籍の記載が正しく行われるように個々の事案ごとに届書を受理した市区町村に聞き取りを行うなど、多種多様な対応が求められることから、戸籍制度全般の深い知識に基づいた対応が求められる。

このため、価格のみで受託業者が選定される競争入札には適さないことから、本事業に係る公募型プロポーザル方式により選定したパーソルテンプスタッフ株式会社と契約するものである。

9 根拠法令

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

□地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市区役所・支所における行政キオスク端末案内等業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和6年7月11日

4 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル46階
株式会社エイジェック

6 契約金額（税込み）

49,581,081円

7 契約内容

本市では、マイナンバーカードの保有率は70%に迫っており、多くの市民が同カードの利用によりコンビニ店舗等のマルチコピー機から、住民票の写しなどの証明書発行が可能な状況となっている。しかしながら、機器操作等への不安から、相当数の方が各区役所・支所に窓口での証明書発行のため来庁されている状況である。そこで、各区役所・支所に、コンビニ店舗等と同等の手数料（窓口より100円～200円安価）で行政キオスク端末（マルチコピー機）を設置し、本業務受託者が操作方法等を支援することで、デジタルデバインドに起因する機会損失を防ぐとともに、次回以降のコンビニ店舗等での証明書発行に繋げるため、操作案内等の業務を委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、業務内容が「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れる」ことから、情報セキュリティや操作性等の様々な要素を総合的に評価する必要があるため、公募型プロポーザル方式により選定した株式会社エイジェックと契約するものである。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

京都市区役所庁舎案内表示システム構築業務

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和6年7月12日

4 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市中京区烏丸三条上ル場之町604
西日本電信電話株式会社 京都支店

6 契約金額（税込み）

11,286,000円

7 契約内容

区役所・支所へ来庁する市民が、部署名や目的を基に行先を容易に検索、表示できる機能を有する庁舎案内システムを設置し、わかりやすい庁舎案内表示と庁舎内の総滞在時間の短縮による市民サービス向上の実現を目指すにあたり、庁舎案内表示機器の調達、利用環境の提供、システム導入支援、その他必要となる業務について契約を締結するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本業務は、業務内容が「契約の相手方の能力、技術、センス、経験に基づくノウハウ等により履行内容又は履行方法その他に顕著な差異に現れる」（地方自治法第167条の2第1項第2号）ことから、情報セキュリティや操作性等の様々な要素を総合的に評価する必要があることから、公募型プロポーザル方式により選定した西日本電信電話株式会社京都支店と契約するもの。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
行政キオスク端末に係るキャッシュレス決済機器設置業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年8月5日
- 4 履行期間
契約締結日から令和6年9月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府八尾市北亀井町三丁目1番72号
シャープマーケティングジャパン株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,700,000円
- 7 契約内容
令和6年10月から導入する京都市各区役所・支所設置の証明書交付対応行政キオスク端末に係る住民の利便性向上・活用促進のため、キャッシュレス機能を追加するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
行政キオスク端末は、競争入札により決定したシャープマーケティングジャパン株式会社の行政キオスク端末を導入するにあたり、キャッシュレス決済機器を設置できる事業者はシャープマーケティングジャパン株式会社のみであることから、同社と随意契約を行うもの。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書コンビニ交付システム保守業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和6年12月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
証明書コンビニ交付システム保守に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7,762,590円
- 7 契約内容
証明書コンビニ交付システムの保守について、安定的な稼働を確保するため、同システムの開発業者（日本電気株式会社）を代表者とする証明書コンビニ交付システム保守に係るコンソーシアムに委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
証明書コンビニ交付システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェアを利用して構築されていることから、安定的かつ確実な保守業務を行える業者は、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。
なお、日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社と共同して契約を履行するとしていることから、日本電気株式会社、NECソリューションイノベータ株式会社及びNECフィールドディング株式会社で形成されるコンソーシアムを契約相手方とする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
証明書コンビニ交付システム用機器の賃貸借
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年7月22日
- 4 履行期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
証明書コンビニ交付システム用機器の賃貸借に係るコンソーシアム
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
代表者 株式会社J E C C
- 6 契約金額（税込み）
95,106,000円
- 7 契約内容
証明書コンビニ交付システム用機器の賃貸借について、契約は5年間の長期継続契約。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は本市の住民記録システム標準化に伴い、同システムに準拠するコンビニ交付システムを再構築する必要があり、その機器について賃貸借を行うものである。標準システムは、日本電気株式会社が開発し著作権を有するパッケージシステムであることから、コンビニ交付システムの再構築及びその機器の賃貸借については、標準システムの仕様に精通した者でなければ、安定稼働を保証できない。標準システムの開発業者である日本電気株式会社を含むコンソーシアムを契約相手方に選定した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム パッケージ保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
26,203,980円
- 7 契約内容
本市が運用する戸籍電算システムについては、標準搭載されているパッケージプログラムを適宜に更新（機能強化）し、法改正・仕様書改訂への対応及び不具合修正等を行う必要があるため、パッケージ開発業者との保守契約を締結するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、パッケージプログラム（REPROS-X）を使用しており、当該プログラムの機能強化等の作業を実施できるのは、開発元に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本電気株式会社はパッケージプログラム（REPROS-X）の開発元であるため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍システムサポートセンター業務委託

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社

6 契約金額（税込み）

6,435,000円

7 契約内容

戸籍システムの円滑な運用支援を目的として、システムの操作方法や電算化後の戸籍事務に関する問合せに対応するため、戸籍システムサポートセンター業務を日本電気株式会社を代表とする戸籍システムサポートセンター業務委託に係るコンソーシアムに委託するもの。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本市の戸籍システムは、REPROS-Xを使用しており、保守業務を履行できるのはREPROS-Xの開発業者、及び操作方法及び問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者に限られるため。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

保守業務を履行できるのはREPROS-Xの開発業者の日本電気株式会社、及び操作方法及び問合せに対応できるサポートセンターを設置している業者は株式会社IRCデータ・プロ・テクニカ以外にないため、両社で形成されるコンソーシアムを相手方とする。

※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(ウ)に該当。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍システム運用保守業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
戸籍システム運用保守業務委託に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
13,376,000円
- 7 契約内容
戸籍電算システムの安定的な稼働を確保するため、開発業者（日本電気株式会社）を代表とするコンソーシアムに運用保守業務の委託を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の戸籍システムは、日本電気株式会社が開発したパッケージソフトウェア（REPROS-X）を基に構築されていることから、安定的な保守業務を行うことができるのは、システムの仕様を熟知している同社及び関連会社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
日本電気株式会社は、NECソリューションイノベータ株式会社と共同して契約を履行していることから、日本電気株式会社及びNECソリューションイノベータ株式会社で形成されるコンソーシアムを契約相手方とする。なお、関連会社であるNECソリューションイノベータ株式会社は、他都市における戸籍システムに関する運用保守実績があり、その運用体制が確立されている。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
R6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当
- 3 契約締結日
令和6年9月25日
- 4 履行期間
令和6年9月25日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）業務委託」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
33,283,250円
- 7 契約内容
戸籍システムに新機能（振り仮名対応）を搭載する改修を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本件は戸籍システムに新機能を搭載する改修を行う委託契約であり、改修対応を行うことができるのは、システムを構築し仕様を熟知している業者に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
本市の戸籍システムは日本電気株式会社（NEC）の提供するパッケージシステムであり、改修対応を行うことができるのは、システムを構築し仕様を熟知している同社及び関連会社に限られる。
日本電気株式会社は本件受託作業をNECソリューションイノベータ株式会社と共同して行うとすることから、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアム「令和6年度戸籍システム振り仮名対応（戸籍・附票）業務委託」に係るコンソーシアム）と契約を締結する。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
戸籍電算システムの標準準拠システムへの移行業務
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当
- 3 契約締結日
令和6年9月25日
- 4 履行期間
令和6年9月25日から令和8年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「戸籍電算システムの標準準拠システムへの移行業務」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
144,181,290円
- 7 契約内容
現在使用している戸籍電算システムを国が方針を示す標準準拠システムへ移行する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
国は、戸籍情報の同一性を保持するため、戸籍システムでは、当面の間現行の文字セットを利用することを認めており、本市の現行戸籍システムにおいても文字表現を厳格に取り扱うため、固有の文字セット及び文字管理アプリケーションの機能を前提にシステムが設計されており、一体のシステムとして稼働している。
システム移行後においても、現行の戸籍システムで利用する文字セット及び文字管理アプリケーションを継続して利用するためには、戸籍等システムパッケージについても現行と同一のものを利用しなければならないが、それにはパッケージのアップグレードの方法により行うほかないため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
- 10 契約の相手方の選定理由
REPROS-Xは日本電気株式会社が開発し販売するPKGであるため、業務を履行できるの

は当該システムの内容を把握し、システム構築作業を行えるのは同社及び関連会社に限られるため、日本電気株式会社を代表とし、同社及び受託作業を共同して行うNECソリューションイノベータ株式会社をメンバーとするコンソーシアム「戸籍電算システムの標準準拠システムへの移行業務」に係るコンソーシアム)と契約を締結する。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
市民窓口システム用機器に係る S E サポート
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 履行期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 2 月 3 1 日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口システム用機器に係る S E サポートに係る コンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町 8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
7, 4 2 5, 0 0 0 円
- 7 契約内容
市民窓口システム及び市民窓口課端末機器の障害発生時の調査及びその復旧に向けた作業を実施する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市民窓口システム（住民基本台帳事務用システム）は、本市独自の仕様によるシステムであることから、当該システムの保守管理を行うことができ、また、障害時に迅速に対応できる業者は、システムの開発元であり、仕様等に関して十分な知識及び技術を有する契約相手方に限られる。
そのため、地方自治法施行令 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、同相手方と随意契約を行う。
※ 京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン 2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)
 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
土日開所・市民窓口システムバックアップ機器等保守
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年12月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
市民窓口システムハードウェア及びプログラムプロダクト保守に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
8,292,834円
- 7 契約内容
土日開所・バックアップシステムハードウェア及びソフトウェア保守の委託契約について、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムを契約相手方として委託するもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
土日開所・バックアップシステムは、本市独自の仕様によるシステムであるため、保守管理を行うためには、当該システムに係る十分な知識及び技術を持つ必要がある。また、関連システム（住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステム）との連携について熟知していなければ、障害時に迅速に対応を行い、業務を復旧させることはできない。これらの条件を満たすのは、当該システムの開発業者である契約相手方に限られることから、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。
※京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン2-(1)-イ-(オ)に該当。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ抽出並びにリハーサル及び移行作業委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年5月15日
- 4 履行期間
令和6年5月15日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「令和6年度住民基本台帳・印鑑登録システムデータ並びにリハーサル及び移行作業委託」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
6,881,875円
- 7 契約内容
「住民基本台帳システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行」に伴い、現行システムからデータを抽出する必要がある。開発兼保守業者である日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに、住民基本台帳・印鑑登録システムのデータ抽出並びにリハーサル及び移行作業の委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本市の住民基本台帳システム及び印鑑登録システムは、日本電気株式会社製の独自システムであり、日本電気株式会社（関連会社含む）のみが当該システムの技術的知識を構築しているため、本システムからのデータ抽出並びにリハーサル及び移行作業についても当該業者のみ対応可能であることから、日本電気株式会社及びその関連会社からなるコンソーシアムと契約を締結することとする。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する一般職員向け操作研修委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年9月10日
- 4 履行期間
令和6年9月10日から令和6年12月27日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する職員向け操作研修」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
23,991,605円
- 7 契約内容
住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に当たり、実際の動作環境を用いて、インストラクターによる操作説明を行い、一般職員が基本操作を習得するための操作研修について、日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに委託する。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既契約により調達した標準準拠システムは日本電気株式会社が開発したパッケージシステムであり、その内部仕様等については一般に公表されていないことから、本件業務を行えるのは標準準拠システムの開発及び構築を行った日本電気株式会社及びその関連会社に限られるため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する端末展開作業委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年6月27日
- 4 履行期間
令和6年6月27日から令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
「住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する端末展開作業」に係るコンソーシアム
京都市下京区四条通烏丸東入ル長刀鉾町8 京都三井ビルディング
代表者 日本電気株式会社
- 6 契約金額（税込み）
54,285,000円
- 7 契約内容
「住民基本台帳システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行」に伴い、現行の端末を標準準拠システムに対応した端末に設定を行う必要がある。
開発兼保守業者である日本電気株式会社を代表とするコンソーシアムに、住民記録システム及び印鑑登録システムの標準準拠システムへの移行に関する端末展開作業の委託を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
導入を予定している住民記録及び印鑑登録システムは、日本電気株式会社（NEC）製のパッケージシステムである。システムを正常に稼働させ、安定的に使用できるようサーバ及び端末の設定を行うことができるのは、当該システムに関する著作権を有し、技術的知識を独占的に構築しているのはNECとその関連会社に限られることから、随意契約を行う。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項1号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり

随意契約締結結果報告書

1 件名

戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業委託並びに関連ソフトウェア賃借

2 担当所属名

文化市民局地域自治推進室

3 契約締結日

令和6年9月25日

4 履行期間

令和7年1月1日から令和11年12月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

「戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業委託並びに関連ソフトウェア賃借」に係るコンソーシアム

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

代表者 株式会社J E C C

6 契約金額（税込み）

56,063,700円

7 契約内容

本市の戸籍事務で利用している戸籍電算システム端末について、リース期間が経過したことから、更新を行う。加えて、住民記録システムの標準準拠システムへの移行に合わせて、各システムが新規端末で動作する環境の構築・展開作業、環境設定を行う。

これらの委託及び賃借借契約を、賃借借の相手方である株式会社J E C Cを代表とするコンソーシアムに、戸籍電算システム及び標準化住記システム用端末の構築展開作業並びに関連ソフトウェアの賃借借契約を行う。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件はシステム端末の設定作業及びソフトウェアの賃借借契約であるが、本市の住記システム及び戸籍システムはNECの提供するパッケージシステムであることから、対象システムの構成を熟知する契約相手方以外の者では実施することができないため随意契約を行う。

また併せて調達するソフトウェアについては、再リースを行うものと、自治体向けの個別ソフトウェアのため、契約相手方から直接リースする以外の販路が存在していないと聞いているものがある。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項(地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 号)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

10 契約の相手方の選定理由
上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和6年度（4月から6月まで）市民しんぶん等配布委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和6年6月30日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区吉祥院長田町3-2
株式会社デリバリーサービス
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,746,899円
- 7 契約内容
広報物（市民しんぶん全市版・区民版、ポスター、パンフレット、チラシ、選挙公報）を市政協力委員へ配布する業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
市政協力委員の改選時期（4～6月）には、市民しんぶん等受渡時にも配送先の変更や受渡方法の指示等が頻繁に行われるため、配布業者にも柔軟な対応が求められる。業務に不慣れな新規の業者では、市政協力委員とのトラブルや市民しんぶんの配送を発行日までに完了できない等のケースが発生する恐れがあることから、配送業務が混乱する可能性のある市政協力委員の改選時期においては、業務に精通している令和5年度配送委託業者と契約する。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
令和5年度の配送委託業者であり、業務に精通しているため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
区役所・支所代表電話交換業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局地域自治推進室区政推進担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都府京都市下京区綾小路通柳馬場東入る塩屋町60-2 ブロックMビル
株式会社ワン・ワールド
- 6 契約金額（税込み）
29,858,400円
- 7 契約内容
区役所・支所の代表電話に問合せがあった場合、各所属に取り次ぐ交換業務を行う。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
区役所・支所の「声の総合窓口」である代表電話交換業務を円滑に実施するためには、市民にとって満足度の高いサービスを提供できる事業者を選定しなければならないことから、提案内容等について比較するため、公募型プロポーザル方式により選定した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザルを行った結果、募集のあった株式会社ワン・ワールドについて、提案内容を審査のうえ選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（北区役所・本庁舎）
- 2 担当所属名
北区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）5,403,768円
- 7 契約内容
北区役所本庁舎への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（上京区役所）
- 2 担当所属名
上京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,069,951円
- 7 契約内容
上京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（左京区役所）
- 2 担当所属名
左京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）17,435,744円
- 7 契約内容
左京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（中京区役所）
- 2 担当所属名
中京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）13,111,875円
- 7 契約内容
中京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（東山区役所・北館）
- 2 担当所属名
東山区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）21,599,921円
- 7 契約内容
東山区役所・北館への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（東山区役所・南館）
- 2 担当所属名
東山区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）8,148,529円
- 7 契約内容
東山区役所・南館への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（山科区役所）
- 2 担当所属名
山科区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,888,456円
- 7 契約内容
山科区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（下京区役所）
- 2 担当所属名
下京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）12,487,993円
- 7 契約内容
下京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（南区役所）
- 2 担当所属名
南区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,491,947円
- 7 契約内容
南区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（右京区役所京北出張所）
- 2 担当所属名
右京区役所京北出張所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,126,609円
- 7 契約内容
右京区役所京北出張所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（西京区役所・東庁舎）
- 2 担当所属名
西京区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）6,654,046円
- 7 契約内容
西京区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（西京区役所洛西支所）
- 2 担当所属名
西京区役所洛西支所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）10,414,970円
- 7 契約内容
西京区役所洛西支所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（伏見区役所）
- 2 担当所属名
伏見区役所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）10,813,479円
- 7 契約内容
伏見区役所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（伏見区役所深草支所）
- 2 担当所属名
伏見区役所深草支所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）11,166,662円
- 7 契約内容
伏見区役所深草支所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
電力調達（伏見区役所醍醐支所）
- 2 担当所属名
伏見区役所醍醐支所 地域力推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
- 6 契約金額（税込み）
（予定総額）7,017,487円
- 7 契約内容
伏見区役所醍醐支所への電力供給
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
入札手続きの前に、公告により電気事業者等に入札参加意思を確認したところ、どの事業者からも入札参加意思が示されなかったため。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

令和6年度京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」における人権啓発事業等実施業務委託について

2 担当所属名

文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都市北区紫野北舟岡町44番地3
特定非営利活動法人くらしネット21

6 契約金額（税込み）

6,299,700円

7 契約内容

京都市人権資料展示施設「ツラッティ千本」において実施する令和6年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。

- (1) 資料展示業務
- (2) 来館者対応業務
- (3) 歴史的資料等の調査及び収集業務
- (4) 人権研修業務
- (5) 日常管理業務

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

本件委託業務は、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務をのみならず、千本地域に関する歴史的資料等の調査・収集、来館者への展示内容の説明や人権研修といった内容も含む。

したがって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題への理解とともに、千本地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行する能力の有無により判断する必要があるところ、千本地域におけるまちづくり事業と併せ、地域住民の生活と人権を守る取組をしている、特定非営利活動法人くらしネット21以外に適当な者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」における人権啓発事業等実施業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局共生社会推進室人権文化推進担当
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区下之町6-3 柳原銀行記念資料館内
柳原銀行記念資料館運営委員会
- 6 契約金額（税込み）
6,908,000円
- 7 契約内容
京都市人権資料展示施設「柳原銀行記念資料館」において実施する令和5年度人権啓発事業として、次の事項を委託する。
 - (1) 資料展示業務
 - (2) 来館者対応業務
 - (3) 歴史的資料等の調査・収集等業務
 - (4) 人権研修業務
 - (5) 日常管理業務
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

委託業務については、資料展示、来館者対応及び日常管理業務といった定型的な業務はもとより、崇仁地域に関する歴史的資料等の調査・収集・研究や来館者への展示内容の説明や研修等についても、その内容としている。

よって、委託先を選定するに当たっては、同和問題等の様々な人権課題についての理解に加え、崇仁地域の歴史、まちの変遷やまちづくり運動の歩み等についての相当程度の専門的な知識を有し、確実に業務を遂行できるか否かで判断する必要がある。

当該委託業務に当たって適当な者が、崇仁地域の発展に寄与することを目的に地元で発足された「柳原銀行記念資料館運営委員会」以外にないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、上記委託先と随意契約を締結しようとするものである。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

■地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市DV相談支援センター業務及び困難な問題を抱える女性への支援窓口(仮称)業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市右京区山ノ内宮脇町9
社会福祉法人宏量福祉会
- 6 契約金額(税込み)
52,349,000円
- 7 契約内容
京都市DV相談支援センター業務(相談・支援業務、建物管理、その他業務)
困難な問題を抱える女性への支援窓口(仮称)業務(相談・支援業務、その他業務)

8 随意契約の理由(変更契約の場合は変更理由)

本委託業務のうち、DVの相談支援業務の実施においては、①DVに関する専門性、②相談の技術、③一時保護・自立支援など、幅広い専門知識が必要不可欠であるほか、支援対象者と相談員の信頼関係を築き、継続的な支援を行っていくことが重要である。更に、「被害者の緊急時の安全の確保」については、母子生活支援施設が、DV被害者の保護から自立支援を進めるための重要な施設となっており、④母子生活支援施設を運営している団体であることが望ましく、委託先の選定に当たっては、これらすべての条件を満たしている必要がある。

契約の相手方である事業者は、母子生活支援施設を運営し、緊急時の安全確保の実績が十分あり、離婚やDV等を理由として入所している母子の人間形成と社会適応を図るため、自立生活の促進に向けた支援や施設退所者の相談その他の援助を実施するなど、DVに関する専門的知識、相談技術及び自立生活の支援に向けた関係機関との連携・調整の能力を有するほか、市内に支援対象者を一時保護するためのシェルターを運営しており、円滑な安全確保の実施が期待できる。

今般、新たに困難な問題を抱える女性支援を実施するに当たっては、支援対象者に対し、相談や同行支援、各種福祉サービスへのつなぎなど包括的な支援を行う相談支援員の役割が非常に重要であり、福祉施策や女性に関する支援に精通し、女性支援に十分な実績を有する団体への委託が必要不可欠である。また、女性支援においてはDV被害者と同様に緊急時の安全確保が求められるほか、DV相談支援センターで実施しているカウンセリングや法律相談などの支援メニューやこれまで築

いてきた関係機関とのネットワーク、支援ノウハウなどを活用し、併せて実施することでより効果的効率的な女性支援が可能になる。当法人は、京都市DV相談支援センター開所時から業務を受託しており、DV被害者支援についての豊富な実績を有する唯一の団体である。

上記のことから、「契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たすものが1者に特定される」ため、当法人を契約の相手方として選定し、随意契約を行った。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務委託
- 2 担当所属名
文化市民局共生社会推進室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262番地 京都市男女共同参画センター内
公益財団法人京都市男女共同参画推進協会
- 6 契約金額（税込み）
5,150,000円
- 7 契約内容
不安を抱える女性に寄り添った相談支援事業に係る業務（相談事業及び居場所づくり（ピアサポート）事業）
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本委託業務は「相談事業」と「居場所づくり事業」の二つの別の事業が一体となって構成される業務である。
同時に、それぞれの事業の運営にあたっては、互いに事業から得た知見を活かし合うことが求められ、特に居場所づくり事業の運営にあっては、本委託業務に含まれる相談事業のみならず、他の相談事業において寄せられた相談内容も対象として、京都市域の女性の抱える悩み・不安の傾向を把握・分析したうえ、時宜に適う居場所づくり事業を実施するものである。
このため、委託にあたっては、京都市域において女性を対象とする相談窓口を継続して運営しており、そこでシングルマザー等の特定の属性を持つ女性だけでなく、あらゆる女性の不安や悩みを聞き取り、寄り添い、必要な支援窓口につなぐことが可能な相談技術と知見が必要となる。
加えて、京都市域で活動する各種支援団体との連携のもと、居場所づくりの運営、情報交換会及び勉強会の実施が求められるため、支援団体とのつながりを有し、現場における支援ニーズを把握していることも必要である。
これらの条件を満たす者は、京都市男女共同参画センター運営に係る指定管理者として、女性にまつわる相談事業（一般相談、暴力相談、法律相談等）を広く実施し、また、NPOや大学等研究機関、京都市DV相談支援センターをはじめとする行政・民間の女性支援機関との有機的な連携体制を構築している公益財団法人京都市男女共同参画推進協会に限られるため、当協会を契約の相手方として選定し、随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項第 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 1 条第 1 項(地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 号)

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号

10 契約の相手方の選定理由

上記 8 のとおり

11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

「京都府・市町村共同公共施設案内予約システム」運用業務委託

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和6年4月1日

4 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

京都スポーツネットワーク

京都市右京区西京極新明町1番地

代表 公益財団法人京都市スポーツ協会

6 契約金額（税込み）

22,259,600円

7 契約内容

- (1) システム利用方法及び登録（更新）方法の案内など、利用者登録、更新に関すること。
- (2) 施設及びシステムに関する問合せへの対応など、利用に関すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

京都スポーツネットワークの代表である公益財団法人京都市スポーツ協会は、平成17年度までは一元的に、また、同18年度からは複数の指定管理者グループの代表として本市スポーツ施設の管理に携わっており、施設の特性、管理方法等を熟知している。

さらに、同協会は、施設利用者の予約、貸出し、使用料徴収等を行う「京都市スポーツ情報提供システム」（平成8年～同20年1月稼働）の運用、それを継承した現行システムへの移行及びその後の運用（同年2月～稼働）を担っており、システム構成、運用方法、保守担当者との調整能力等のほかの者が有し得ない専門的な知識、技術等を有している。

施設利用者の観点に立ったサービスを提供し、及び効果的で効率的な運用を行うため、同協会を代表とする京都スポーツネットワークと随意契約を締結する。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
わかさスタジアム スタンド上部広告板点検整備業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年4月1日
- 4 履行期間
契約の日から令和6年6月30日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市中京区壬生東桜町34番地の1
株式会社コダマ製作所
- 6 契約金額（税込み）
8,385,652円
- 7 契約内容
わかさスタジアム京都において、危険が確認された広告板の点検・整備を行うもの。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
ネーミングライツ契約の特典として、わかさスタジアム京都の観客席上部にある広告板に広告看板を設置するに当たり、内部の木製看板の腐食や鉄骨のさびが進行していることが判明した。
万が一板が落下した場合、球場利用者及び園路歩行者に対して重大な危害が加わってしまうことから、早急に対応を行う必要があったため、入札よりも迅速な契約が可能な複数者の見積合せによる随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急対応が可能な業者3者の見積りの中から最安値の業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都市市民スポーツ会館 泡消火設備点検整備業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年4月25日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市水走3-6-41
ホーチキ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,880,000円
- 7 契約内容
当該施設の泡消火設備について、点検・整備を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設の駐車場に設置されている泡消火設備については、消防法に基づく点検の結果、薬剤が基準不適合であることが判明した。
人命に関わる設備であることから、早急に対応を行う必要があったため、入札よりも迅速な契約が可能な複数者の見積合せによる随意契約とした。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
緊急対応が可能な業者3者の見積りの中から最安値の業者を選定した。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナにおけるエレベーター機能維持修繕
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年5月26日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市南区上鳥羽大物町28 シグマビル5F
日本オーチス・エレベータ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
11,990,000円
- 7 契約内容
当該施設のエレベーターを維持修繕するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設における既設エレベーターは日本オーチスエレベータ株式会社製であり、修繕するに当たって、他社では機能を維持できる保証が無く、今後のメンテナンス等に支障をきたすこととなる。
そのため、本契約の目的を達成できるのは日本オーチス・エレベータ株式会社のみであるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
横大路体育館 照明制御設備更新業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年6月20日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府中央区城見2丁目1番61号JYOタワー9階
パナソニックEWエンジニアリング株式会社
- 6 契約金額（税込み）
9,680,000円
- 7 契約内容
当該施設内に設置されている老朽化した照明制御設備を更新するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
当該施設内の照明制御システムについては株式会社パナソニック社製の機器により構成されているが、更新に当たっては、更新する照明制御装置本体と既存の各種端末機器等との連携状態を正確に把握し、調整する必要がある。
以上のことから、機器の設置、維持管理等を行っており、現地の状況及び設備構造を熟知する同社以外では本契約の目的を達成できないため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスケートセクション等検討及び製作設置業務

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和6年6月21日

4 履行期間

令和6年6月21日から令和7年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

香川県仲多度郡琴平町榎井590
株式会社都村製作所

6 契約金額（税込み）

31,652,225円

7 契約内容

- (1) スケートセクション、安全対策及び休憩施設の規格、仕様等について検討し、製作、設置等を行うこと。
- (2) (1)の使用方法及びメンテナンス方法（日常点検や定期点検）を説明し、及びマニュアルを作成すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務内容の性質上、主として価格以外の要素において競争させる必要があったため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集し、技術提案書の審査により選定した同社と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

技術提案書の審査により選定したため

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
西京極総合運動公園民間活力導入検討（整備運営・活用方針案策定）業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年6月24日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月21日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番4号
株式会社日本総合研究所
- 6 契約金額（税込み）
20,900,000円
- 7 契約内容
令和4年度及び令和5年度に取りまとめた西京極総合運動公園の整備・運営における民間活力導入可能性調査（以下「過年度調査」という。）結果を踏まえ、大規模スポーツ施設の充実・維持にとどまらず、子育て環境の充実や地域活性化等が図れるよう調査・検討を行い、「西京極総合運動公園整備運営・活用方針案」として取りまとめるもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
京都市物品等の調達に係る随意契約ガイドライン中、下記条項に該当するため。
2 その性質又は目的が競争入札に適さない契約をするとき（令第167条の2第1項第2号）。
（1）特定の1者しか履行できないもの
ウ 契約の目的を達成するためには能力その他の複数の条件を満たすことが必要である契約であって、一つ一つの条件については、それを満たすものが複数存在するが、すべての条件を満たす者が1者に特定されるもの
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由

本事業の実施に当たっては、過年度調査において、対象となる西京極総合運動公園（以下「対象公園」という。）の整備・運営に関心を示した事業者等のノウハウに基づく民間提案を開示・提供いただいたうえで、本市の要求水準との擦り合わせ、協定や契約における条件整理等の協議や折衝を積み上げ、民間参入が可能な公園のモデルプランや事業手法を構築していく必要があるが、事業者等のノウハウは企業秘密に当たるものが多く、各事業者等は、その開示に非常に慎重である。

このため、各事業者等のノウハウに基づく提案を開示・提供いただくためには、対話等を通じて各事業者との信頼関係を構築する必要があるが、これには相当の期間を要する。

また、国庫補助申請に必要な公園利用者数、利用者アンケート、イベント回数、費用対効果分析については、国庫補助申請の締切りの都合上、令和6年11月中に取りまとめる必要がある。これらの把握には、対象公園の施設の現況や利用状況等に精通の上、調査資機材の設置場所の検討、調査方法等を構築する必要がある。

株式会社日本総合研究所は過年度調査を受託しており、本事業に対する本市の考え方を理解し、既に対話等を通じて各事業者との信頼関係を構築している。さらに、2箇年にかけて本市・指定管理者との協議を通じて、対象公園の状況等に精通している。

加えて、契約金額について、令和6年4月から設計業務委託等技術者単価が増額改定となったことから、予算要求時に想定していた金額を超えるところ、同社と協議・交渉を行った結果、想定予算以下に抑えることができた。

以上のことから、本市が求める本事業への適性、成果物の納期及び契約金額について、同時に要件を満たすことができるのは株式会社日本総合研究所のみであることから、同社と随意契約を締結した。

11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
宝が池公園運動施設球技場における人工芝等の剥離、譲渡（再利用）支援等業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年6月26日
- 4 履行期間
令和6年6月26日から令和7年3月15日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪府東大阪市長田東3-2-7
奥アンツーカ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,800,000円
- 7 契約内容
 - (1) 人工芝、人工芝基布及び充填材（ゴムチップ及び珪砂）を剥離すること。
 - (2) 譲渡先との日時調整等の譲渡（再利用）に関する支援を行うこと。
 - (3) (2)で発生した余剰分について、産業廃棄物として適切に処理すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務内容の性質上、主として価格以外の要素において競争させる必要があったため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集し、技術提案書の審査により選定した同社と随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 - 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 - 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
技術提案書の審査により選定したため。
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナのメインプールに係る水深調整設備部品点検整備業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年6月27日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
兵庫県神戸市兵庫区和田崎町一丁目1番地1号
三菱重工機械システム株式会社
- 6 契約金額（税込み）
18,920,000円
- 7 契約内容
当該施設のメインプールに係る水深調整設備について、経年劣化により点検設備を行う必要が生じたため、部品交換及び点検を実施するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
メインプールの水深調整設備は三菱重工機械システム株式会社製であり、各制御機器と密接に関連している。これらの機能を損なうことなく当該設備の点検整備が可能な事業者は、当該設備を設置し、構成を熟知している会社のみであるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
水垂運動公園（仮称）整備に係る覆土厚調査業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年7月24日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市下京区室町通綾小路の鶏鉾町480番地
パシフィックコンサルタンツ株式会社
- 6 契約金額（税込み）
19,995,800円
- 7 契約内容
今後の整備計画に必要な基礎情報を得るため、水垂埋立処分地跡地における現在の覆土厚その他覆土の状況を調査するもの。また、今後の整備に向けた概略スケジュールや課題の整理を行うもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、調査計画の立案や調査結果の取りまとめ及び今後の課題整理等において極めて高い専門性を要することから、主として価格以外の要素（技術その他の履行の内容、履行方法等）における競争によって契約の相手方を選定する必要がある。このため、価格以外に事業者の能力・提案を評価する公募型プロポーザル方式にて契約候補事業者を選定し、随意契約を行った。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
公募型プロポーザル方式により事業者を募集したところ、パシフィックコンサルタンツ株式会社の1社から応募があり、審査の結果、最低評価点を上回っていたため、同社を契約相手方として選定した。

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
京都アクアリーナの中央監視システムリモート装置更新業務
- 2 担当所属名
文化市民局市民スポーツ振興室
- 3 契約締結日
令和6年8月5日
- 4 履行期間
契約の日から令和7年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
大阪市北区天満橋1-8-30
アズビル株式会社
- 6 契約金額（税込み）
146,630,000円
- 7 契約内容
当該施設の中央監視システムが経年劣化により更新する必要が生じたことから、既設中央監視システムの制御盤内のリモート装置を更新するもの
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
既存の機械設備（計測機器、バルブ等）の機能を損なうことなく、中央監視システム（センター装置及びリモート装置）の段階的な更新作業が可能な事業者は、当該システムを設置し、構成を熟知している会社のみであるため、随意契約を締結した。
- 9 根拠法令
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項(地方自治法施行令第167条の2第1項第 号)
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

1 件名

宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスマートロックシステム導入、電気設備整備等業務

2 担当所属名

文化市民局市民スポーツ振興室

3 契約締結日

令和6年8月20日

4 履行期間

令和6年8月20日から令和7年3月15日まで

5 契約の相手方の住所及び商号等

宝が池公園運動施設アーバンスポーツパーク（仮称）におけるスマートロックシステム導入、電気設備整備等業務コンソーシアム

京都市左京区田中大堰町84

代表者 鳳電気土木株式会社

6 契約金額（税込み）

11,979,000円

7 契約内容

- (1) IoTを用いて本パークの出入口扉を解錠でき、また、インターネット上で予約管理を行えるスマートロックシステムを導入すること。
- (2) 日没以後の利用を見据え、必要な照度が確保できる照明設備を調達すること。

8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

業務内容の性質上、主として価格以外の要素において競争させる必要があったため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を募集し、技術提案書の審査により選定した同社と随意契約を締結した。

9 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項（地方自治法施行令第167条の2第1項第 号）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号

10 契約の相手方の選定理由
技術提案書の審査により選定したため。

11 その他